

普通傷害保険、家族傷害保険

交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険にご加入いただくお客さまへ

重要事項説明書（団体契約用）

- この書面では、傷害保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。なお、主な約款は共栄火災ホームページ（<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>）に掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります）。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

団体契約は、企業等の団体をご契約者とし、その構成員等を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。被保険者が保険料を負担する場合には、団体（ご契約者）が各被保険者のご負担額をとりまとめ、団体（ご契約者）から一括してお支払いいただくこととなります。

(2) 商品の仕組み **契約概要**

■ 普通傷害保険、家族傷害保険

急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをしたときに保険金をお支払いします。

■ 交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険

被保険者が交通事故でケガをしたとき、または交通乗用具の火災によってケガをしたときに保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

(4) 基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5) 主な特約・補償の概要 **契約概要**

この保険でセットできる特約はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」でご確認ください。

(6) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約（傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（注）

（注） 1 保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約（補償）＞

■ 普通傷害保険、家族傷害保険、ファミリー交通傷害保険

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償特約	積立家族傷害保険 賠償責任補償特約

(7) 保険金額の設定等 **契約概要**

① 保険金額の設定にあたっては、次の a. ～ c. にご注意ください。

- お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。
- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。
- 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

② 普通傷害保険、家族傷害保険では、被保険者本人の年齢によってご加入をお断りさせていただく場合や保険金額などの補償範囲を制限させていただく場合があります。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険の保険期間は原則としてご契約の始期から1年間です。保険期間の途中で加入する場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

(9) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

(10) 保険料の払込方法等 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や当該団体における保険料相当額のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

(11) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項） **注意喚起情報**

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

○被保険者本人^(注)の職業・職種 ○同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(注) 家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険の場合、加入依頼書の被保険者本人欄に記載の方をいいます（以下同様とします）。

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

ご加入後に通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは、加入依頼書において☆印がついている項目のことです。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

■通知事項

○被保険者本人が職業・職種を変更した場合 ○被保険者本人が新たに職業に就いた場合 ○被保険者本人が職業をやめた場合

(注) 交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険の場合、通知事項となりません。

(2) 脱退時の返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

団体契約から脱退する場合、保険は終了となります。パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

■ご注意ください事項

○団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。

○始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

(3) 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）をご覧ください。

(3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4) ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(5) 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター 0120-719-112〔通話料無料〕

〔受付時間〕 平日 午前9:00～午後6:00

※お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077〔通話料無料〕

■指定紛争解決機関

注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 〔ナビダイヤル通話料有料〕

〔受付時間〕 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

重要事項説明書（団体契約用）

- この書面では、がん保険（１年契約用）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

団体契約は、企業等の団体をご契約者とし、その構成員等を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。被保険者が保険料を負担する場合には、団体（ご契約者）が各被保険者のご負担額をとりまとめ、団体（ご契約者）から一括してお支払いいただくこととなります。

(2) 商品の仕組み **契約概要**

この保険は、がんと診断されたときに保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

(4) 基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5) 主な特約・補償の概要 **契約概要**

この保険でセットできる特約はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」でご確認ください。

(6) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約（この保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（注）

（注）１保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約（補償）＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
がん葬祭費用補償特約	医療保険（１年契約用） 葬祭費用補償特約

(7) 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額の設定にあたっては、次の a. ～ c. にご注意ください。

- お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。
- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように契約タイプを選択してください。
- 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険の保険期間はご契約の始期から１年間です。（注）保険期間の途中で加入する場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

（注）この保険の支払責任は初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時（待機期間）より始まります。

(9) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は保険金額、満年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

(10) 保険料の払込方法等 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や当該団体における保険料相当額のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

(11) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項） **注意喚起情報**

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

- 被保険者^(注)の生年月日・満年齢・性別
- 「健康状態告知書」の質問事項
- 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(注) 配偶者の方が被保険者となる場合は、配偶者の方を含みます。

■健康状態告知について

- ①新たにご加入いただく方、または継続加入でご契約金額を増額するなど補償範囲を拡大する方は「健康状態告知書」にご回答いただきます。「健康状態告知書」には現在の健康状態、過去の傷病歴など、おたずねする事項について正しくご記入ください。
- ②「健康状態告知書」の回答としてご記入いただく内容は、公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。取扱代理店や共栄火災社員に口頭でお話されても告知したことにはなりません。必ず加入依頼書等の「健康状態告知書」の回答欄にご記入いただきますようお願いいたします。
- ③「健康状態告知書」の回答内容によってはご加入をお断りさせていただくことがあります。

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 「現在ご加入の保険の脱退を前提とした新たな保険加入」をご検討の場合のご注意 **注意喚起情報**

現在ご加入の保険を脱退し、新たにお申込みになる場合につきましても、通常の新規のご加入時と同様に告知義務があります。傷病歴等がある場合は、新たにご加入ができなかったり、その告知がなかったために解除となることもあります。

新たにご加入した保険の補償期間の開始時より前に診断確定されたがんについては、新たな保険では保険金をお支払いできません。また、現在ご加入の保険の脱退日以降は、脱退日以前に診断確定されたがんであっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1) 脱退時の返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

団体契約から脱退する場合、保険は終了となります。パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

■ご注意ください事項

- 団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- 始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

(2) 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

(3) ご確認事項

■特約の無効について

次に該当する場合、その特約は無効となり、すでに払い込まれたその特約にかかる保険料の全額をお返しします。

悪性新生物診断保険金特約

悪性新生物と診断確定された時が、支払責任の開始前（待機期間が終了する前）であるとき

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）をご覧ください。

(3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4) ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(5) 保険金をお支払いすべき事由が発生した場合

保険金をお支払いすべき事由が発生した場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター

0120-719-112 [通話料無料]

[受付時間] 平日 午前9:00～午後6:00

※お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも保険金の支払事由に該当したら・・・

すみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077 [通話料無料]

■指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル通話料有料]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

ご加入内容の確認事項

～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

- この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - ☐ 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - ☐ 補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）・特約の内容
 - ☐ 保険金額（契約タイプ）
 - ☐ 保険期間
 - ☐ 保険料・払込方法
 - ☐ 被保険者の範囲
- 健康状態の告知内容に誤りがないかご確認ください。
- 加入依頼書に記載された被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」等に誤りがないかご確認ください。
- 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。
- 最終的にご選択いただいたご加入内容がお客さまの当初のご意向に沿った内容になっているか、よくご確認ください。

お申込みいただいた後には...

●ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

【承認番号：24-0030】